

**令和7年度
こども家庭庁
母子保健デジタル健診実証事業
公募要領
(令和7年度 新規実施市町村)**

受託事業者:株式会社野村総合研究所

令和7年9月

目次

第1章 実証事業について.....	1
1.1 事業の概要.....	1
1.1.1 事業の趣旨・背景.....	1
1.1.2 実証事業の目的.....	2
1.1.3 実証事業の契約スキーム.....	2
1.2 公募の概要.....	3
1.2.1 応募資格.....	3
1.2.2 実証事業の内容.....	3
1.2.3 実証実施に際する準備.....	5
1.2.4 連携するシステム運用事業者の資格要件.....	6
1.2.5 事業スケジュール.....	7
1.2.6 留意点.....	7
1.3 公募要件.....	8
第2章 応募手続き.....	9
2.1 応募方法.....	9
2.1.1 応募主体と必要資料.....	9
2.1.2 提出期限と提出方法.....	10
2.1.3 公募に関する事前質問.....	10
2.1.4 選考方法.....	11
2.1.5 契約.....	12
2.1.6 委託費.....	12
2.2 報告・評価.....	13
2.2.1 進捗報告.....	13
2.2.2 成果報告書.....	13
2.3 公募要領に関する問い合わせ先・応募資料提出先.....	14

第1章 実証事業について

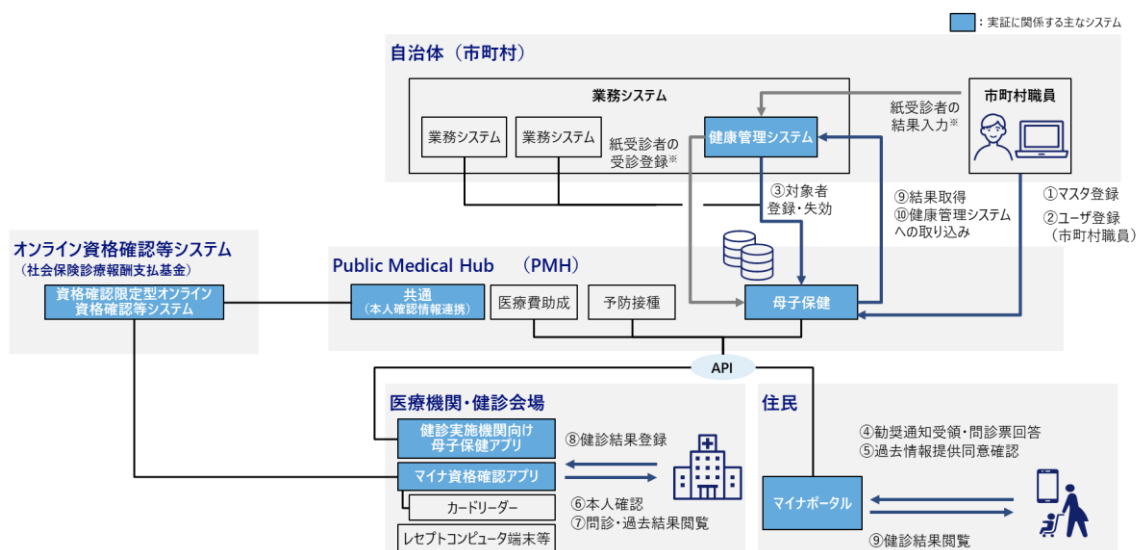
1.1 事業の概要

1.1.1 事業の趣旨・背景

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）において、「母子保健等におけるこども政策DXを推進する」とされている。

母子保健デジタル化については、令和5、6年度に「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（以下「PMH」という。）を活用し、妊婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組（以下「デジタル健診」という。）を先行的に実施しているところである。令和6年度以降、先行実施の進捗等を踏まえ、導入自治体の拡大を図るとともに、必要な機能の拡充を行うこととしており、「母子保健デジタル健診実証事業」（受託事業者：株式会社野村総合研究所。以下「本事業」という。）において、引き続き必要な検討、実証を行い、現行の母子保健情報のデジタル化に関する課題等について調査研究を行う。

図表 1 母子保健に係る PMH 及び関係システムの概要



1.1.2 実証事業の目的

マイナンバーカードを利用し、PMH を用いて民間事業者のアプリケーションや市町村の健康管理システム等を活用した実証を行い、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健情報のデータ連携における課題や対応策を検討することを目的とし、本事業に参加を希望する市町村を公募する。

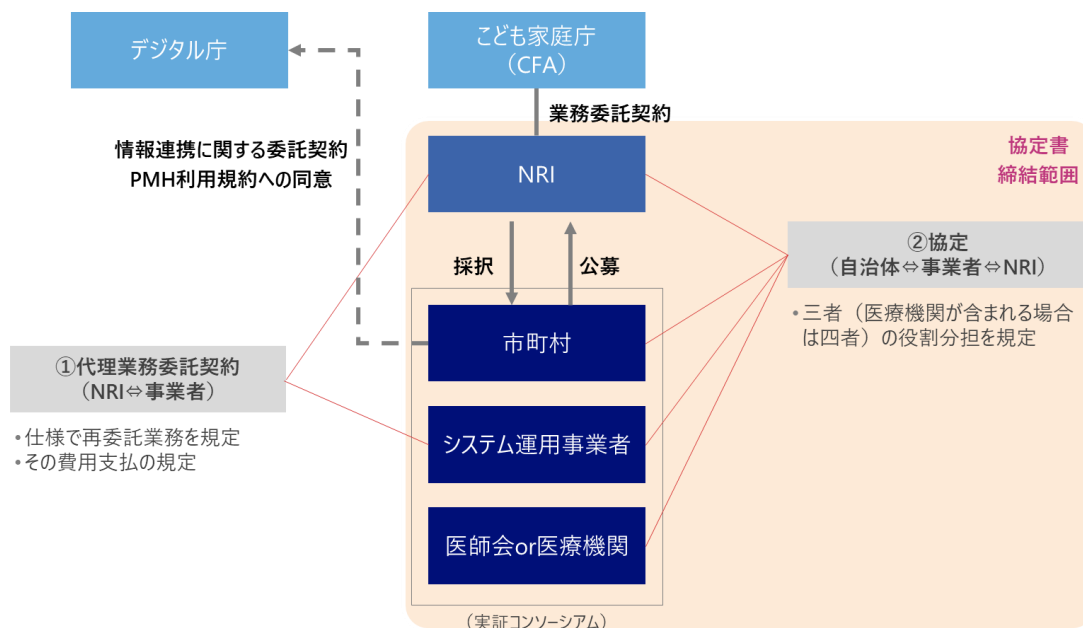
1.1.3 実証事業の契約スキーム

本事業は、こども家庭庁より株式会社野村総合研究所（以下、「NRI」という。）が受託している。NRI は、事業全体の管理支援業務及び市町村の事業計画に関する助言等の業務を行う。

本事業に参画を希望する市町村においては、事業への応募に際し、地域実証を協力して進めていくシステム運用事業者（母子保健アプリベンダ、健康管理システムベンダ）及び医療機関・医師会等を選定・調整し、採択された市町村（以下、「採択市町村」という。）は採択後に NRI、当該システム運用事業者及び医療機関・医師会等と協定を締結する。なお、採択市町村と NRI、システム運用事業者及び医療機関・医師会等との協定の内容についてはこども家庭庁及び NRI（以下、こども家庭庁及び NRI を指して「事務局」という。）が内容を確認し、協定の事項について調整を依頼することがある。

採択市町村と協定を結んだシステム運用事業者は NRI との間で、委託契約に準拠した代理業務委託契約を締結する。また、当事業は PMH 利用が前提となるため、採択市町村は採択後に、デジタル庁との間で、情報連携に関する委託契約の締結及び PMH 利用規約への同意を行う。（図表 1）

図表 2 契約スキームイメージ



1.2 公募の概要

1.2.1 応募資格

本事業に応募する市町村は、以下の要件をすべて満たしていること。

- (ア) 採択された場合、本事業で連携するシステム運用事業者と協定を締結できること。また、システム運用事業者は NRI と速やかに業務委託契約が締結可能であること。
- (イ) 採択された場合、PMH との情報連携に関して、デジタル庁と委託契約を締結できること。
- (ウ) 実証対象事務（詳細については「1.2.2 実証事業の内容」を参照すること。）を医療機関・医師会等へ委託している場合には当該医療機関・医師会等と協定を締結することができること。
- (エ) 本事業を遂行するために必要なシステム基盤を有しており、母子保健情報のデジタル化の取組を行っていること。

1.2.2 実証事業の内容

本事業では、PMH と健診実施機関向け母子保健アプリ及び市町村の健康管理システムを連携して、母子保健情報デジタル化の実証を行う。

また、採択市町村において実証を行う際に、定義された標準プロセスやフォーマット類を用いて進めることができるか、検証を行う。

<対象事務>

- ・ 妊婦健診
- ・ 乳幼児集団健診（1歳6か月児健診、3歳児健診等）
- ・ 乳幼児個別健診（同上）

※上記健診の一部のみでも応募可能とする。

応募書類において対象とする健診を記載すること。

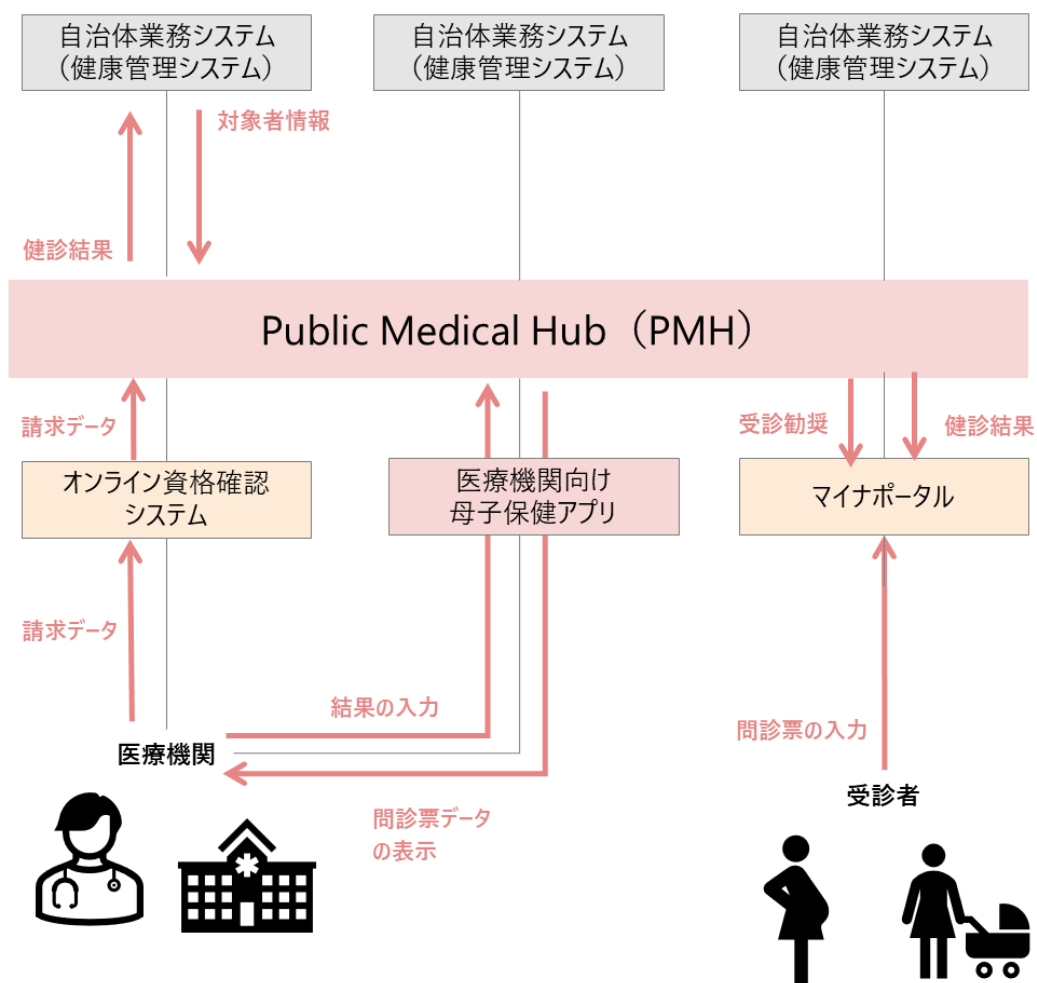
<取組内容>

- ・ PMH との情報連携のためのシステム整備※¹（健診実施機関向け母子保健アプリの開発/改修※²、健康管理システムの改修等）
 - ※1_詳細は「別紙1 システム整備の概要」参照。
 - ※2_健診実施機関向け母子保健アプリは医療機関と集団健診会場、両方での活用を想定。開発・改修されたアプリやシステムは開発者に著作権が帰属する。健診の支払い請求については、今回の実証の範囲には含まれない。
- ・ PMH と連携した母子保健アプリ等を用いた健診の実施（市町村が応募の際に選択した

健診が対象)

- ・ デジタル健診の実施に関する住民への周知・広報
- ・ デジタル化された母子保健情報の連携、デジタル健診に係る業務フローの検証・システム使用感に関する調査
- ・ 全国展開に向けての課題抽出

図表 3 各種システムと利用主体の関係イメージ



1.2.3 実証実施に際する準備

実施にあたっては、以下のような作業が想定されるが、時系列に並んでいるわけではないため留意すること。

図表 4 想定される主な準備作業

#	分類	作業事項	補足
1	立ち上げ	関係団体との調整、協力要請 (産婦人科医師会、小児科医師会、歯科医師会 等)	事前に協力について内諾を得ておくこと
2		各システム事業者・医療機関との協定締結	事前に協力について内諾を得ておくこと
3	業務フローの構築	市町村内での業務フローの検討 (健診前の準備/健診業務/健診後の業務)	従来の紙での健診からの変更箇所の確認、健診に従事する関係者等との調整
4		集団健診関係者/医療機関 (妊婦健診、個別健診) との業務フローの確認	
5	健診会場の運営 検討・準備	健診に利用する端末等の配置場所・台数の検討	健診における業務フローを考慮し調整
6		健診に利用する端末等の手配、設置	自治体保有端末を利用、もしくは実証事務局側で準備
7		健診会場/医療機関での受付・案内準備	受診者向けの案内表示、受付担当者用のガイダンス 等
8	デジタル化・システム利用準備	応募の際に選択した健診における問診項目/健診項目等のマスタ作成	採択市町村で実施している 問診項目/健診項目が対象。NRI支援のもと作成
9		健診実施機関向け母子保健アプリの開発/改修	主に、令和 7年度新規に実施するベンダの場合
10		健康管理システムの改修	主に、令和 7年度新規に実施するベンダの場合
11		マイナポータル・母子保健アプリ画面の表示イメージの確認	母子保健アプリベンダ協力のもと実施
12		トークン申請	PMHアクセスに必要となる情報の登録
13		健診実施機関向け母子保健アプリの設定・導入準備	
14		健康管理システムの設定・導入準備	
15		母子保健アプリ操作確認・健診に従事する職員等を対象とした研修	母子保健アプリベンダ協力のもと実施
16		健康管理システム操作確認・健診に従事する職員等を対象とした研修	健康管理システムベンダ協力のもと実施
17	周知広報	デジタル健診のパンフレット・ポスター作成 (市町村名等が記載できカスタマイズできる仕様)	ベース素材は、NRIより提供
18		パンフレットやポスターを用いた対象住民への周知、市のホームページ等への掲載	ベース素材は、NRIより提供
19		マイナンバーカード取得を促すためのパンフレットを用いた対象住民 (妊婦、乳幼児) への周知	ベース素材は、NRIより提供

1.2.4 連携するシステム運用事業者の資格要件

システム運用事業者に求められる要件は以下のとおりである。

図表 5 システム運用事業者に求められる要件

対象者	要件
共通	こども家庭庁、採択市町村及びNRIが要求する情報セキュリティ基準を満たすこと
	NRIとの契約締結にあたり、事務局の実施する契約審査基準を満たすこと
健診実施機関向け 母子保健アプリ	健診実施機関向け母子保健アプリの開発が可能であること
	乳幼児健診、妊婦健診の2つの領域のうち、いずれか1つ以上についてのアプリ開発・運用実績があること
	下記の要件を満たす母子保健アプリの開発が可能であること ・ マイナンバーカードの読み取りアプリを経由して本人確認を行い、母子保健アプリにおいて健診対象者の問診票情報等を取得できること ・ 採択市町村が設定したマスタに基づき、健診結果を母子保健アプリにおいて登録ができること ・ 登録した健診結果をPMHに情報連携できること
健康管理システム	下記の要件を満たすシステムを既に市町村に提供し、運用していること ・ 健診対象者情報（乳幼児/妊婦のいずれか）を管理する ・ 健診結果（乳幼児/妊婦のいずれか）を登録する
	既存の健康管理システムを、PMHと連携した仕様に改修できること

1.2.5 事業スケジュール

事業のスケジュールについては、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

図表 6 公募スケジュール

時期	実施事項
2025年9月17日	市町村向け公募説明会
2025年10月3日	応募締め切り
2025年10月中旬	選考委員会による採択 市町村の選定 応募市町村への採択結果の連絡
2025年11月上旬	契約締結（採択市町村・システム運用事業者間の協定/システム運用事業者・NRI間の委託契約/採択市町村・デジタル庁間の委託契約） PIA の記入例提供
2025年11月下旬～2026年3月頃	システム開発・改修、デジタル健診導入準備、実証
2026年3月頃	実証結果の取りまとめ・報告書 ※報告書の作成にあたり、採択市町村に実証事業のヒアリングや事業実施に関するアンケート等にご協力いただく予定
2026年4月以降	※当該公募による実証事業は2026年3月までであるが、 原則、2026年4月以降も引き続き実証事業を継続すること

1.2.6 留意点

<採択市町村数>

採択市町村数は、母子保健デジタル化実証事業の予算の範囲内において、応募状況及び提出された事業計画書等の内容を鑑み決定する。

なお、現在、実証事業に参加している市町村で利用されている母子保健アプリベンダ以外のベンダの協力を得られる市町村を優先的に採択する。

<実証内容の調整>

採択にかかる選考過程及び採択後の契約において、事務局から実証内容の調整を要請する場合がある。

1.3 公募要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 市町村における業務や情報システムの運用、データの取扱いに係る関係法令等に対応する諸手続きについては、当該市町村が責任を担うこと（なお、当事業は市町村の母子保健事業の一環とみなすことを想定しており、倫理委員会を設けることは必須としないが、市町村の判断により実施する場合、当該対応は市町村において行うこと。）。
- (イ) あらかじめ、連携するシステム運用事業者等と協議・調整の上、応募すること。応募に当たっては、本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等が、母子保健のデータ連携に関する関係各府省の施策を始めとした本事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認した上で行うこと。なお、必要に応じて事務局が協定の内容を確認し、協定の事項について調整を依頼することがある。
- (ウ) 市町村は、システム改修に着手するまでに特定個人情報保護評価（PIA）の対応を行うこと。（記載例は事務局から提供予定）
- (エ) システム運用事業者等は実証を行うにあたり必要な個人情報の取扱いに関し、市町村の責任の下で個人情報保護法を含む適用法令を遵守すること。
- (オ) 母子保健にかかわる健診業務を医療機関・医師会等へ委託している場合、応募市町村が計画する健診を実施できるよう、連携するシステム運用事業者と協同して当該医療機関・医師会等に対して協力を依頼すること（実証協力医療機関は委託先医療機関の一部で差し支えない。）。なお、必要に応じて事務局が協定の内容を確認し、協定の事項について調整を依頼することがある。
- (カ) 本事業はデジタル庁の PMH 事業と連携し業務遂行することを想定している。本事業で抽出された課題が PMH 事業に対する提言等に用いられることに了承すること。
- (キ) 応募状況や PMH 事業との兼ね合いにより、採択市町村から提案された実証計画について調整を依頼する場合があるため、当該要請に対して協力すること。
- (ク) 事務局から求めがあった場合、市町村が作成した事業計画書、参考資料等に記載された市町村における各種計画、戦略、方針や、実施している事業の概要等について、あらかじめ事務局と市町村との調整の上で公表されることやその作業のために事務局に資料を提供すること、また事務局における本件施策の効果検証に関して協力やデータ提供を求める可能性があることに了承すること。
- (ケ) 事務局から求めがあった場合には、連携するシステム運用事業者が詳細見積を提示できるよう、あらかじめ連携するシステム運用事業者等と調整すること。
- (コ) 事務局による、市町村・連携するシステム運用事業者への現地調査を受け入れること。
- (サ) 市町村の担当職員及び必要に応じてシステム運用事業者は、事業実施状況を、オンラ

イン会議等の手法により開催する定例会議等において、事務局へ報告すること。また、事務局の求めに応じ必要な際は、事務局との打ち合わせを設けるなどにより、事業の進捗や、実施計画を進める上での課題等を議論すること。

(シ) その他、事務局からの連絡、指示、問い合わせ等に対して速やかに対応、回答すること。

(ス) 対象住民（妊婦、乳幼児）のマイナンバーカード取得率向上の取組を行うこと。

(セ) 令和 8 年度以降、本事業で整備したシステムを用いて、実際の母子保健の健診現場でデジタルを活用した健診業務を行うよう努めること。

(ソ) 本事業に係る権利の取扱いについて、下記のように整理する旨に同意すること。

- I. 本事業の遂行以前から各当事者又は第三者が有していた特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産権及びそれらを受ける権利並びに秘密として管理するノウハウ（以下「知的財産権」という。）は、各当事者又は第三者が引き続き保有する。
- II. 本事業の遂行中に生じた知的財産権は、その発明又は創作等を行った当事者に帰属する。
- III. 報告書及び報告書の作成に必要となるものに係る知的財産権は実証事務局に帰属する。

第 2 章 応募手続き

2.1 応募方法

2.1.1 応募主体と必要資料

<応募主体>

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

<必要書類>

以下の資料を提出すること。また、事務局の求めに応じて追加での資料提出が必要となった場合は速やかに対応すること。

(ア) 事業計画書（別紙 2）

計画書の様式を基に作成すること。ただし必要に応じて記入枠の調整や記載事項の追加などを実施しても構わない。

(イ) 支出計画書（別紙 3）

「別紙 3_支出計画書」の様式により提出すること。

2.1.2 提出期限と提出方法

<提出期限>

2025 年 10 月 3 日（金）17 時

別紙 2_事業計画書、別紙 3_支出計画書

<提出方法>

提出ファイルを電子メール添付により提出のこと。ただし、容量の問題でメール添付が不可能な場合にはクラウドサービスの利用も可とする。その場合にはファイルがダウンロードできる URL をメールで提出すること。

送信メールの件名は、「(市町村名)R7 年度_母子保健デジタル化実証事業_応募書類一式」とすること。

事務局がメールを受領後、申請者に対してメールへの返信により受領確認の通知を行う。申請者がメール送信後、事務局より 3 営業日を過ぎてもメールが届かない場合には、「2.3 公募要領に関する問い合わせ先・応募資料提出先」に記載の問い合わせフォームまたはメールアドレス宛に照会すること。

<提出先>

株式会社野村総合研究所 母子保健デジタル化実証事業事務局：
kaisyu_boshidx@nri.co.jp

2.1.3 公募に関する事前質問

市町村向け公募説明会以降、10/3 まで、事務局への質問（事前相談）を受け付ける。質問を希望する場合は下記のフォームまたはメールアドレスに質問事項を送付すること。

公募に関するご質問対応連絡先：

＜問い合わせフォーム＞

https://questant.jp/q/boshidx_toiawase



＜問い合わせ先メールアドレス＞

toiawase_boshidx@nri.co.jp

なお、電話でのお問合せは受け付けておりません。事務局の代表電話等にお電話いただきましてもご対応できないことがございますのでご了承ください。お電話でのご相談を希望される場合は、上記フォームまたはメールに、部署名・担当者名・連絡先・問い合わせ内容を記載の上で、電話でのご相談を希望の旨を明記ください。事務局よりご連絡させていただきます。

2.1.4 選考方法

(ア) 選考方法

事務局・デジタル庁・第三者有識者で構成される選考委員会において選定を行う。

なお、評価に際し、応募市町村に対して追加資料の提出、ヒアリングや提案内容の修正等を求める場合がある。

(イ) 選考基準

選考に当たっては、「別紙 4_選考基準」に掲載の評価内容に基づき、総合的に判断する。なお、「別紙 4_選考基準」の観点以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

(ウ) 提案内容の確認・修正

選考は提出された応募書類に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出依頼、又はヒアリング等を実施する場合がある。また、必要に応じて事務局と応募市町村との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

(エ) 提案の採択

事務局は採択市町村に対して速やかにその旨通知する。なお、採択時の評価内容に関しては一切公表せず、選考に関する問い合わせは受け付けない。

事業計画について、契約までに、必要に応じて事務局と採択市町村との間で調整の上、修正等を行う場合がある。

なお、提案時に提出した事業計画自体に変更がある場合、「(イ)選考基準」に定める

評価項目・評価内容が、選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、事務局と調整の上、許容するものとする。

(オ) 応募の無効

本公募要領に示した公募資格（連携を予定しているシステム運用事業者等に適用される公募資格を含む）を満たさないことが判明した応募申請書は無効とする。

2.1.5 契約

NRI と、採択市町村が連携するシステム運用事業者との間で、事務局の委託契約に準拠した業務委託契約を締結する。なお、具体的な契約条件等は採択市町村が決定次第、事務局による契約審査を経たうえで、事務局とシステム運用事業者との間で最終的な調整を行った上で締結する。

< 契約期間 >

契約期間は契約締結日（2025 年 11 月上旬頃を想定）から 2026 年 3 月 31 日までの日で事務局が別に定める日までとする。

< 契約形態 >

事務局の定める様式による。その詳細については採択市町村に別途通知する。

2.1.6 委託費

委託費は、NRI と採択市町村が連携するシステム運用事業者との契約書に定められた用途以外への使用は認められない。支払いにあたっては事務局で内容を精査の上、実証対象になるものとして認められた経費のみを対象とする。また支払時期及び方法の詳細は NRI とシステム運用事業者との契約において定めることとする。なお、採択された事業に係る予算計画書等は、必要に応じて契約の締結時までには採択市町村と事務局との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

< 委託費の対象 >

委託費は、本事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（それぞれ消費税 10%（消費税率＋地方消費税率）を含む。）であって、本事業の実施に当たり新たに経費が必要となるものを対象とする。

本事業の経費対象として想定する主な費用例は以下のとおり。

なお、支出計画については「別紙 3」の様式に従って提出すること。事務局は提出された支出計画書に基づき全体の予算を考慮した選考を行い、採択市町村・システム運用事業者と

計画内容の調整を行ったうえで委託費として認める範囲（内容・金額）を事前に定めるものとする。

なお、事前に定められた委託費を超過する費用は事務局からの支払いの対象外とする。

- ・ 実証を行う前提として、健診実施機関向け母子保健アプリが PMH と連携するための開発等を行うための経費（対象外経費に記載の項目を除く開発費、初期設定費等）
- ・ 実証において必要となる、健診実施機関向け母子保健アプリの利用に係る経費（月額利用料、端末リース料等）

※なお端末リース料が過大に高額である場合、採択市町村と事務局で端末の調達方法を再検討する可能性がある。

- ・ 実証を行う前提として、健康管理システムが PMH と連携するための開発等を行うための経費（対象外経費に記載の項目を除く開発費、初期設定費等）

<対象外経費>

以下の経費は対象外とする。

- ・ 採択市町村、連携するシステム運用事業者の通常の運営経費（健康管理システムの運用費は、原則として、既存の保守運用費の範囲で対応いただく。）
- ・ 健診実施機関向け母子保健アプリ及び健康管理システムにおいて、PMH と連携するための対応ではない、市町村の個別の希望を踏まえた UI/UX 改善対応（ベンダ各社の競争領域）にかかる経費
- ・ 本事業の実施に直接的に必要な経費以外の経費
- ・ 契約期間に実施されない取組に係る経費（当事業実証終了後のシステム運用費用等）
- ・ 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

2.2 報告・評価

2.2.1 進捗報告

採択市町村及びシステム運用事業者は、本事業開始後、定期的な実施状況の報告（開発スケジュールに沿った進捗報告、市町村での活動状況の報告、等）を行うこと。なお、報告のサイクルや様式等の詳細は別途連絡する。

2.2.2 成果報告書

採択市町村及びシステム運用事業者は、本事業の終了後、事務局が作成する成果報告書の策定に協力しなければならない。成果報告書には以下の内容を含むものとし、採択市町村及びシステム運用事業者は、下記に準じた内容にて、採択市町村として報告するとともに、事務局への資料提供等の協力を行うこと。

なお、下記の報告においては、今後母子保健デジタル化に取り組む市町村や事業者の参考

となる情報を整理すること。

- ・ 事業成果
- ・ 直面した課題とその対応策・解決方法
- ・ 全国展開に向けた課題等の整理

採択市町村及びシステム運用事業者から提出された報告等を基に、事務局において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、事務局がとりまとめた当事業全体の成果報告書は、Web ページ等で公開する場合がある。事業報告の様式及び資料提出期限は別途連絡する。

2.3 公募要領に関する問い合わせ先・応募資料提出先

問い合わせについては以下の問い合わせフォームまたはメールアドレス宛に送付すること。公募要領に関する質問のほか、提出資料に関する相談等も受け付ける。なお、特段の事情がない限り、連絡は原則メールで行うこと。お電話でのご相談を希望される場合は、下記問い合わせフォームまたはメールに、部署名・担当者名・連絡先・問い合わせ内容を記載の上で、電話でのご相談を希望の旨を明記ください。事務局よりご連絡させていただきます。

※問い合わせ先と応募資料提出先でメールアドレスが異なる点に留意すること。

<問い合わせ先>

- ・ 宛先 株式会社野村総合研究所 母子保健デジタル化実証事業事務局
- ・ メール toiawase_boshidx@nri.co.jp
- ・ Web フォーム https://questant.jp/q/boshidx_toiawase



<提出先>

- ・ 宛先 株式会社野村総合研究所 母子保健デジタル化実証事業事務局
- ・ メール kaisyu_boshidx@nri.co.jp